



東京学芸大学附属大泉小学校

いじめ防止基本方針

平成26年 4月1日制定
平成28年 4月1日改訂
平成29年 4月1日改訂
平成30年 4月1日改訂
平成31年 4月1日改訂
令和 2年 4月1日改訂
令和 3年 4月1日改訂
令和 4年 4月1日改訂
令和 5年 4月1日改訂

1. 目的

本方針は、人権尊重の理念に基づき、東京学芸大学附属大泉小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を防止することを目的に制定するものである。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

2. いじめ基本認識

- いじめは人間として絶対にゆるされないという強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめはどの学校・学級でもおこりうるものであること

3. いじめ防止に向けての基本的な考え方

(1) いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものである。」という基本認識のもと、いじめ問題に無関係ですむ児童はいないという姿勢に立ち、全ての児童が安全で安心に学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるように、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

(2) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識するとともに、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、下記の点を重視して行う。

- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすること。
- いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすること。
- 学校、保護者（家庭）、地域住民、その他の関係者の連携の下、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- いじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。
- いじめがある場合は適切かつ迅速に対処し、いじめの問題を克服することを目指して行うこと。

(3) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

4. いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

＜構成員＞ 校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭
学年主任、スクールカウンセラー、SSW、その他関係職員

5. いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめ防止の重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめについても防止し、効果的な対処ができるよう必要な啓発を行う。

6. いじめの未然防止・早期発見の取組

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 人権学習、道徳教育の推進

日常的な清掃等の活動から学校行事まで、教育活動全般にわたり、生活団活動（異学年縦割り集団）を中心とした主体的な学校生活を営むことで、道徳と特別活動の融合をはかり「心の学習」として設定し、豊かな心の育成を充実させていく。

○コミュニケーション力の基盤である、「自己肯定感（自尊感情）」「相互肯定感」「人と関わる有用感」「トランス（寛容性と耐性）」の育成を図る。

○一人一人のよさや違いを認め合えい、相手を思いやる心を育成する。

○いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為で有り、人間として決して許されるものではない」こ

とを、子どもたちに理解させる。

(2) 居心地のよい学級集団づくり

- 子どもらしい活気・元気・積極性があるが、けじめがあり、人の話をよく聞ける落ち着いた雰囲気をつくる。
- 「大泉スタンダード」を基本とした生活規律・学習規律について、児童も主体的に自分たちの生活に目を向け、よりよい学校生活作りに携わっていくようにする。「約束や時間」「整理整頓」「言葉遣い」など
- 思いやり・助け合い・認め合いがある。個性・よさを認め合うが、わがままではない。
- 皆で一つの目標向かう時、足をひっぱりあわない。話し合い活動、学級会活動の充実
- 居場所づくり、絆づくり
- 教師と児童との信頼関係
- 明るく爽やかであるが、厳しさももつ、教師としての毅然とした態度・言葉遣い

(3) わかる授業・楽しい授業づくり～全ての児童に～

- 基礎的・基本的事項の徹底習得
- 意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- 教科の本質に触れた楽しさ。心に響く授業づくり。教材研究、授業力向上。
- 「児童を主体にしていく授業づくり」問題解決学習

(4) 学年・学級経営懇談会の実施

- 学期毎に、学年・学級経営懇談会を実施する。児童の様子を担任だけでなく、学年担任と管理職とで情報交換し共有することで、いじめを未然に防ぎ、早期発見に努めるようにする。

(5) 「学校生活アンケート」の実施によるいじめ防止対策

- 年間4回（5月、9月、11月、2月）に学級単位で、学校生活アンケートを実施し、学級・学年・学校全体で、児童の実態を把握していく。
- 「学校生活アンケート」をPDF形式のデータとして、小学校生活の6年間分を蓄積していくようにする。
- アンケート記述については、学年で共通理解を図るとともに、記録を蓄積して、いじめ防止の取り組みに生かしていく。
- アンケートからの見取りをもとに、各学期の個人面談で保護者と情報を共有していくようにする。

(6) QU診断の実施・活用

- 児童の心の様子をとらえるために、QU診断を年間2回（6月と10月）実施する。この結果をもとに上記の経営懇談会を行って、児童の心の変化をつかみ、いじめの防止に努める。
- 気になる児童がいた場合には、看過せず、声かけをしたり、当該児童と対話をしたりして、原因をさぐり、必要に応じて対策をたてて対処し、安心して学校生活が過ごせるようにする。

(7) 保護者との連携

- 個人面談では、児童の様子について情報交換を密に行い、今後について話し合うことを大切にするとともに、保護者との信頼関係を築くようにする。
- 年間4回ある保護者会で、学年全体会を必ず開き、児童の気になる様子があったときには、学校が

看過せず組織的に対応していくことを伝え、信頼関係を築くようにする。

○保護者への指導も行う。これは、しばしば、自分の子どもが元気のない様子や悩んでいると感じられることがあったときに、子どもの話を鵜呑みにしすぎて、不安が大きくなり過剰に保護者が反応してしまい、事が大きくなりすぎたり、かえって複雑化・深刻化したりするケースも少なくないためである。どのように対処していくべきなのかを、保護者にも共通して伝えていくようにする。

○「どの子ども、いじめの被害者にも加害者にもなり得る」ということを保護者に伝え、理解してもらうようにする。

(8) 「いじめ事案報告書」の蓄積といじめ防止対策

○学級や学年、通学ブロック、生活団活動など、児童の学校生活の場面で気になる事案を教員が見取り、「いじめ事案報告書」にまとめ、全体で共通理解を図っていく。

<報告書の流れ>

担任→学年主任→生活指導主任→校長・副校長→主幹→養護教諭→生活指導主任
(スクールカウンセラー)

○「いじめ事案報告書」からの読み取りと情報共有や具体的な対策の分析を図るなど、報告書を児童のよりよい支援に活用していくようにする。

7. 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長・副校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策委員会が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。尚、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、東京学芸大学附属学校運営部と連携を図り、必要に応じては石神井警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

<いじめ問題の対処の流れ>

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長・副校長に報告する。
- ② 校長・副校長は、いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を開催し、当該学年部教員も構成員に含め、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長・副校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒する。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

以上